

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺  
都道府県知事の要件に係る原子力事業所の範囲について、高速増殖炉等が設置されているものが含まれる  
よう改めること。（本則関係）

第二 この政令は公布の日から施行すること。（附則関係）